

令和3年度 淡路市国民健康保険税 税率見直しについて

1. 兵庫県国民健康保険運営方針（税賦課関係）

①兵庫県の標準課税方式は「3方式」とする。

◎所得割（50）・均等割（35）・平等割（15）の法定割合

②保険税率は、県が示す「標準保険税率」を参考に、市町で決定する。

③標準収納率は、市町毎に直近3カ年分の実績の平均値をもとに設定する。

④賦課限度額は国が政令で定める額とする。

◎令和2年度 医療分（63万円）支援金分（19万円）介護分（17万円）

⑤「財政安定化基金」の活用

◎収納率の減少等により保険税の収納額低下が見込まれる場合は「貸付」を受け、翌年度以降の納付金で調整。（災害時等の場合は「不足額の1/2交付」。）

2. 平成30年度（前回）の改正内容

- ・ 賦課方式を4方式から資産割を除く、所得割、均等割、平等割の3方式とする。
- ・ 税率変更内容

区分	平成29年度保険税率				増減率				平成30年度:新税率			
	医療分	支援金分	介護分	計	医療分	支援金分	介護分	計	医療分	支援金分	介護分	計
所得割	7.60%	3.10%	1.90%	12.60%	-0.30%	-0.40%	0.10%	-0.60%	7.30%	2.70%	2.00%	12.00%
資産割	10.00%	5.00%	2.20%	17.20%	-10.00%	-5.00%	-2.20%	-17.20%	-	-	-	0.00%
均等割	24,600円	7,800円	8,400円	40,800円	700円	1,300円	1,400円	3,400円	25,300円	9,100円	9,800円	44,200円
平等割	24,500円	7,200円	6,000円	37,700円	-2,400円	400円	200円	-1,800円	22,100円	7,600円	6,200円	35,900円

・ 答申内容

- ① 国が示す基金保有額を確保しつつ、新制度への移行に伴う激変を抑制し、被保険者への負担軽減が図られており、妥当である。
- ② 被保険者の産業構造等の特色から所得の増減が予想されるが、安定した運営を図るため、原則として3年間単位での税率見直しが望ましい。

3. 淡路市国民健康保険の特徴

加入者に第一次産業従事者の割合が高く、他市町と比較して所得水準が高く、漁獲量等の影響により所得の増減が大きい。

●国保加入者の「被保険者数及び世帯数」の推移及び(本算定時)基準所得の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	【単位】
国保加入人口	15,142	14,619	14,101	13,372	12,790	12,218	11,758	11,745	人
国保加入世帯	8,357	8,195	8,019	7,766	7,518	7,267	7,123	7,154	世帯
賦課基準額	9,425,269	7,833,254	8,180,115	9,472,467	9,172,464	8,543,830	8,381,803	7,737,470	千円
一人当りの所得額	622.5	535.8	580.1	708.4	717.2	699.3	712.9	658.8	千円

4. 令和3年度「淡路市」確定納付金・標準保険税率（仮算定結果）

1. 国保事業費納付金

淡路市の確定納付金	1,804,232,778 円
医療分	1,278,178,730 円
支援金分	387,347,170 円
介護分	138,706,878 円

2. 保険税総額

区分	標準保険税率の算定に必要な 保険税総額(a)	収納率見込 (b)	調整後の標準保険税率の算定に 必要な保険税総額(c=a/b)
医療分	907,585,807 円	93.99 %	965,619,541 円
支援金分	340,704,769 円	93.99 %	362,490,445 円
介護分	121,265,518 円	93.99 %	129,019,596 円
計	1,369,556,094 円		1,457,129,582 円

3. 算出基礎値(仮算定)

区分	医療分	支援金分	介護分	案分率
所得総額	7,012,135,088 円	6,770,107,540 円	3,015,273,006 円	50 %
資産税総額	0 円	0 円	0 円	0 %
被保険者総数	11,327 人	11,327 人	3,602 人	15 %
世帯総数	6,660 世帯	6,660 世帯	2,942 世帯	35 %

※ 兵庫県における令和3年度の推計基礎数値(仮算定)

4. 市町村標準保険料率(県提示)

区分	令和3年度市町村標準保険税率(仮算定)				割合
	医療分	支援金分	介護分	計	
所得割	7.11%	2.75%	2.30%	12.16%	50
均等割	29,365円	11,092円	11,720円	52,177円	35
平等割	20,199円	7,630円	5,927円	33,756円	15

《★注意》

標準保険税率は、各市の過年度推計より想定した所得、被保険者数・世帯数等により算出されたものであり、各市の特性には対応していないため、標準税率を参考に各市において税率を定める必要がある。

5. 現行税率と標準税率（仮算定）の比較

区分	令和2年度保険税率(現行)			
	医療分	支援金分	介護分	計
所得割	7.30%	2.70%	2.00%	12.00%
均等割	25,300円	9,100円	9,800円	44,200円
平等割	22,100円	7,600円	6,200円	35,900円

令和3年度市町村標準保険税率(仮算定)			
医療分	支援金分	介護分	計
7.11%	2.75%	2.30%	12.16%
29,365円	11,092円	11,720円	52,177円
20,199円	7,630円	5,927円	33,756円



区分	差分			
	医療分	支援金分	介護分	計
所得割	-0.19%	0.05%	0.30%	0.16%
均等割	4,065円	1,992円	1,920円	7,977円
平等割	-1,901円	30円	-273円	-2,144円

保険税額増減(千円)			
医療分	支援金分	介護分	計
-13,323	3,385	9,046	-892
46,044	22,563	6,916	75,523
-12,661	200	-803	-13,264
20,061	26,148	15,158	61,367

6. 仮算定納付金の納付に必要な保険税総額と不足額の比較

仮算定納付金の納付に必要な保険税総額(A)		基金調整額(a)	調整後の保険税総額(A' = A+a)	収納率見込(B)	保険税率の算定に必要な保険税総額(C = A' / B)
	円	円	円	%	円
医療分	907,585,807	0	907,585,807	93.99	965,619,541
支援金分	340,704,769	0	340,704,769		362,490,445
介護分	121,265,518	0	121,265,518		129,019,596
計	1,369,556,094	0	1,369,556,094		1,457,129,582

令和2年度保険税率(現行)	
算定した保険税総額(D)	過不足保険税額(E = D - C)
円	円
945,644,961	-19,974,580
336,484,604	-26,005,841
113,845,460	-15,174,136
1,395,975,025	-61,154,557

市町村標準保険税率(仮算定)	
算定した保険税総額(D)	過不足保険税額(E = D - C)
円	円
965,705,500	85,958
362,632,841	142,397
129,003,953	-15,643
1,457,342,294	212,712

■ 《審議事項①》 税率の見直しについて

- ① 現在の保険税を維持する。
 【メリット】 増額とならないので、被保険者の負担軽減となる。
 【デメリット】 試算では税額で年間6千万円程度の基金繰入が必要となり、基金残額に不安を残す。
- ② 市町村標準保険税率に基づき、税率を見直す。
 【メリット】 保険税の大きな過不足が発生しにくい。
 税額にたいしての基金繰入が不必要。
 【デメリット】 毎年の見直しとなり、税額の上げ下げが発生しやすい。
 基金残額がある中での増税となる。

①	令和2年度保険税率(現行)				割合
	医療分	支援金分	介護分	計	
所得割	7.30%	2.70%	2.00%	12.00%	55
均等割	25,300円	9,100円	9,800円	44,200円	30
平等割	22,100円	7,600円	6,200円	35,900円	15

②	令和3年度市町村標準保険税率(仮算定)				割合
	医療分	支援金分	介護分	計	
所得割	7.11%	2.75%	2.30%	12.16%	50
均等割	29,365円	11,092円	11,720円	52,177円	35
平等割	20,199円	7,630円	5,927円	33,756円	15

差分	医療分	支援金分	介護分	計
所得割	-0.19%	0.05%	0.30%	0.16%
均等割	4,065円	1,992円	1,920円	7,977円
平等割	-1,901円	30円	-273円	-2,144円

● 国保会計「財政調整基金」の推移

(千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
基金保有額	397,268	410,433	323,815	326,137	397,050	500,851	428,204	314,733

■ 《審議事項②》 税率見直しの3カ年運用について

国民健康保険の都道府県化に伴い県は税率決定の参考とする「標準保険税率」を毎年示すものであるが、本市は第1産業（特に水産業）の影響を受けやすく、毎年度所得の増減が激しいため、原則3年間税率を据え置き、安定的運用を図っている。